

# 高知県コンクリート診断士会会則

2008. 7. 11会則承認

2009. 12. 5改訂

2010. 11. 19改訂

2011. 6. 18改訂

2013. 7. 20改訂

2014. 6. 7改訂(2015. 4. 1より施行)

2015. 5. 16改訂

2018. 6. 30改訂

2023. 6. 2改訂

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会の名称は、「高知県コンクリート診断士会」(以下「本会」)という。

### 第2条 (事務局)

本会は、事務局を株式会社サン土木コンサルタント内に置く。

## 第2章 目的および活動

### 第3条 (目的)

本会は、社団法人日本コンクリート工学協会のコンクリート診断士制度の趣旨に基づき診断士業務の進歩・改善, 診断士の技術力向上, 社会的地位の向上, 診断士の品位の保持コンクリート工学協会の診断士制度発展等コンクリート構造物の維持管理に関し, 貢献することを目的とする。

### 第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 一般会員, 特別会員、賛助会員および準会員間の技術交流および情報交換
- 2) 日本コンクリート工学協会における診断士制度実施の支援
- 3) コンクリート診断士の社会的地位の向上および処遇に関する事項
- 4) コンクリート構造物の維持管理に関する最新技術情報の収集と一般会員, 特別会員賛助会員および準会員への配信
- 5) 一般会員, 特別会員、賛助会員および準会員の知識および能力向上のための活動
- 6) コンクリート診断士試験受験者への支援
- 7) コンクリート構造物の維持管理業務を通じた社会への貢献
- 8) 一般会員, 特別会員、賛助会員および準会員相互の親睦および連絡
- 9) 関係団体その他諸機関との連絡業務に関する事項
- 10) その他、本会の目的達成のために必要と判断した活動

## 第3章 一般会員, 特別会員, 賛助会員および準会員

### 第5条 (一般会員)

本会は、本会の規約第3条の目的に賛同し、かつ、原則として高知県下に勤務または居住するコンクリート診断士を一般会員とする。また、本会の一般会員は、一般社団法人日本コンクリート診断士会の正会員として登録される。

### 2 (特別会員)

本会は、本会の規約第3条の目的に賛同し、学術的支援で、高知県コンクリート診断士の発展に寄与するコンクリート診断士を特別会員とする。また、本会の特別会員は、一般社団法人日本コンクリート診断士の正会員として登録される。

### 3（賛助会員）

本会の規約第3条の目的に賛同し、当会の事業を賛助するため入会した法人会員で、本会の事業活動には参加できるが、議決権は有しない。

### 4（準会員）

本会の規約第3条の目的に賛同し、将来コンクリート診断士として社会貢献を目指すもので、本会の事業活動には参加できるが、議決権は有しない。

## 第6条（入会）

一般会員および特別会員の本会への入会は、入会希望者が所定の手続きを行い、資格を有することが確認された場合に入会を認める。ただし、会費等の納入の確認をもって一般会員および特別会員とする。賛助会員および準会員の本会への入会は、役員会の承認を得た場合に入会を認めるものとする。

## 第7条（退会）

一般会員、特別会員および準会員は、次の各号の一に該当する場合に退会する。

- 1) 退会の届出を受理したとき。ただし、既に支払った会費の払戻しはしないものとする。
  - 2) 死亡したとき
  - 3) コンクリート診断士の資格を喪失したとき。（失効しないよう有効期限の管理に注意）
  - 4) 除名されたとき
- 2 賛助法人会員は、次の各項の一に該当する場合に退会する。
- 1) 退会の届出を受理したとき。ただし、既に支払った会費の払い戻しはしないものとする。
  - 2) 死亡または解散
  - 3) 除名されたとき
- 3 退会の届出は、会長に対し書面をもってしなければならない。
- 4 会費を2年にわたり会費を滞納したときは、役員会の決議によって退会したものとみなすことができる。
- 5 一般会員および準会員は、法または本規約に違反し、本会の秩序または信用を害し、また、その他診断士の品位を失うような行為をしたときは、総会または臨時総会の議決に基づき除名することができる。但し、その一般会員に対し総会または臨時総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 役員

### 第8条

本会は、次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 3名
- 3) 監査役 2名

- 4) 広報 3名以内
- 5) 技術 5名程度
- 6) 会計 1名
- 7) 事務局長 1名
- 8) 顧問 若干名

#### 第9条（役員を選出）

役員を選任は、総会において選出する。

- 1) 会長は、役員会または5名以上の一般会員および特別会員の推薦する者から総会において選出する。
- 2) 役員は、会長の推薦する者、または一般会員および特別会員立候補者から、総会において選出する。
- 3) 役員の任期は、選任されたときより2年後の総会までとする。但し再任は防げない。
- 4) 役員が第7条の規定により脱会した場合は、役員会は速やかに一般会員および特別会員に通知し後任の後任の役員を選出する。ただし、後任役員の任期は、前任役員の残期間とする。

#### 第10条（役員の職務）

役員は、別に定める他、次の職務を有する。

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行なう。
- 3) 総会および役員会の議長は、会長がこれを行う。
- 4) 監査役は、本会の会計及び業務監査する。
- 5) 広報は、本会の広報活動を行う。
- 6) 技術は、本会の受験対策講座や技術研修会活動を行う。
- 7) 会計は、本会の会計業務を行う。
- 8) 事務局長は、事務局を総括する。
- 9) 顧問は、本会の活動全般にわたり必要な助言を行うことができる。

#### 第11条

本会は、顧問ならびに技術顧問を置くことができる。

- 1) 顧問は、本会の役員経験者または一般会員で、本会への協力に同意し、総会または臨時総会での承認を得て会長が委嘱する。
- 2) 技術顧問は、学識経験者の中から役員会で推薦し、総会または臨時総会での承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 3) 顧問および技術顧問は、本会に対し技術活動を支援するとともに、必要な助言を行うことができる。

### 第5章 会議

#### 第12条（会議の種類）

本会に次の会議を置く

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) 部会（広報部会、技術部会）

### 第13条（総会）

総会は年1回開催し、次の事項を審議する。

- 1) 事業報告および収支決算
- 2) 事業計画および収支決算
- 3) 会則の改正
- 4) 役員の改選
- 5) その他、総会が必要と認める事項

### 第14条（臨時総会）

次の場合、臨時総会を会長が招集することができる。

- 1) 会長が必要と認めたとき
- 2) 一般会員および特別会員の1/3以上の要望があったとき

### 第15条（総会の議決）

総会は、一般会員および特別会員の1/3以上の出席を要し、総会出席者の過半数をもって決議とする。但し委任状による出席を認める。

### 第16条（役員会）

役員会は、会長、副会長、事務局長、広報、技術、会計、および顧問をもって構成し、第4条の各項に関する事項等を審議の上実施する。議決事項は、役員1/3以上の出席を要し出席者の過半数を持って決議とする。役員会議事項は、一般会員および特別会員に公開する。

## 第6章 会計

### 第17条（入会金）

本会の一般会員、特別会員および準会員の入会金は2,000円、賛助会員の入会金は10,000円とし、入会時に納入する。原則として4月末日までに入金を行なう。銀行振込みによる振込み手数料は会員個人が負担する。

### 第18条（年会費）

本会の一般会員、特別会員および準会員の年会費は3,000円、賛助会員の年会費は10,000円とし、総会時に徴収する。やむを得ず、銀行振込みによる場合は振込手数料は会員個人が負担する。但し、会の運営上役員会が必要と認めた場合には臨時総会で承認を得て臨時会費を徴収することができる。

また、本会の一般会員および特別会員の年会費のうち年額800円を一般社団法人日本コンクリート診断士会の事業活動にあてる会費として納めることとする。

### 第19条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月末日とする。

### 第20条（決算）

本会の決算は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を事務局が作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第7章 事務局

### 第21条（事務局）

本会の会務を処理するため、会長の下に事務局を置く。

- 1) 事務局に必要な事項は、会長がこれを決する。

- 2) 事務局には、常に規約、役員名簿、一般会員、特別会員、賛助会員および準会員名簿、事業報告書、収支決算書、財産目録、事業計画書、収支予算書等の書類を備えておかなければならない。ただし、これに代わる書類および帳票を揃えたときはこの限りではない。

## 第8章 その他

### 第22条（会則）

この会則の執行にあたり必要な規定および事項は、役員会の決議により、別に定める。

- 1) この会則は、一般会員、特別会員または役員からの要請により役員会において出席した役員の2/3以上の同意、または1/3以上の一般会員および特別会員の要請をもって発議し、総会において出席した一般会員および特別会員の2/3以上の議決がなければ変更することができない。
- 2) この会則は、平成20年8月1日に発行する。

### 第23条（会の運営）

会は、原則としてインターネットで運営するものとする。

### 第24条（細則）

- 1) 本会の主催するコンクリート診断士受験対策支援事業での受講料は、賛助会員は免除、準会員は徴収するものとする。
- 2) 本会の主催する技術研修会の参加費は、賛助会員および準会員ともに免除するものとする。

以上